

特定個人情報等の取り扱いに関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される白井市（以下「甲」という。）と相手方（以下「乙」という。）との契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(基本的事項)

第2条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）及び特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。）に規定する個人番号をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第3条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 乙は、この契約による業務等の履行のために個人情報等を収集するときは、必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行なわなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5条 乙は、この契約による業務等に係る個人情報等の漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(取扱区域)

第6条 乙は、個人情報等を取り扱う事務を実施する場所及び個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する場所を明確に定め、安全管理措置を講じなければならない。

(事業所内からの個人情報等の持出しの禁止)

第7条 乙は、甲の事前の承諾なく、個人情報等を甲事業所または乙事業所から持ち出してはならない。

(個人情報の目的外使用・提供の禁止)

第8条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務等に関して知り得た個人情報等を当該業務等の履行目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務等の履行のために甲から貸与された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(原契約終了後の特定個人情報等の返却または廃棄)

第10条 乙は、原契約が終了した時には、原契約を履行する目的で受領した個人情報等を甲に返却、または破棄もしくは消去するものとし、また第4条に基づいて収集した個人情報等及び第9条に基づいて作成した複製物を破棄もしくは消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(再委託等の制限)

第11条 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(再委託等の契約)

第12条 乙は、この契約による事務について、第三者にその取扱いを委託するときは、次の事項をその内容に含む契約を締結する。

- (1) 委託をしようとする者は、あらかじめ、甲の許諾を得なければならない。
- (2) 委託を受けた者は、第3条から第10条に定める措置その他の甲が乙に対して委託するときの個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同一の措置を講じなければならない。
- (3) 更に順次委託が行われる場合において、その順次行われたそれぞれの委託の委託をした者と委託を受けた者との間の契約について、上記(1)及び(2)の事項をその内容に含む契約を締結しなければならない。

(従業者に対する監督・教育)

第13条 乙は、甲の特定個人情報等を知ることとなる自己の役員、従業員に、本契約の内容を遵守させるべく、監督・教育をおこなうものとする。なお、甲の承諾のうえ、おこなう再委託先についても同様の監督・教育をおこなうものとする。

(特定個人情報を取り扱う従事者の明確化)

第14条 乙は、この契約による事務に関して、個人情報等を取り扱う場合は、当該個人情報等を取り扱う従事者を指定し、報告しなければならない。

(事故報告)

第 15 条 乙は、この契約による事務に係る個人情報等の漏えい、滅失、改ざん又は毀損その他の事故が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第 16 条 乙は、この契約による事務に係る個人情報等の漏えい、滅失、改ざん又は毀損その他の事故が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、原契約の解除の有無にかかわらず、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報等に関する契約内容の遵守状況についての報告)

第 17 条 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報等に関する契約内容の遵守状況について、乙に報告を求めることができる。

(個人情報等の取扱いに関する実地の調査)

第 18 条 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の状況について、必要があると認めるときに実地調査を行なうことができる。

(契約の解除)

第 19 条 甲は、乙がこの特約に違反していると認めたときは、契約の解除をすることができるものとする。